

訪問リハビリテーション 利用料金表

項 目	負担割合：1割	負担割合：2割	負担割合：3割
◇ 基本利用料金	319 円/20分	637 円/20分	955 円/20分
□ 訪問リハ診療未実施減算	▲52 円/回	▲104 円/回	▲155 円/回
※ 事業所の医師が診療を行っていない利用者に対してリハビリテーションを行った場合に減算			
□ 短期集中リハビリテーション実施加算	207 円/日	414 円/日	620 円/日
※ 退院(所)日又は認定日から3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上の集中的なリハビリテーションを実施した場合に算定			
□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	248 円/日	496 円/日	744 円/日
※ 基準に該当する利用者に対して、退院(所)日又は認定日から3月以内に、1週に2日を限度とし、集中的なリハビリテーションを実施した場合に算定			
□ 退院時共同指導加算	620 円/回	1240 円/回	1860 円/回
※ 病院に入院中の利用者が退院するにあたり、施設の理学療法士等が、病院の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定			
□ サービス提供体制強化加算Ⅰ	7 円/回	13 円/回	19 円/回
※ リハビリテーションにあたる理学療法士等が勤続年数7年以上を超えている者がおり、国が定める基準に適合しているため、訪問リハビリテーションを実施した場合に算定			
□ 介護職員等処遇改善加算	1割負担	2割負担	3割負担
※ 国が定める基準（介護職員等の賃金改善を実施している施設）に該当していること 総単位数に1.5%を乗じてから算出した金額の負担割合分が加算			

※ 料金(介護保険自己負担分)は、地域加算10.33円を含んでいます。端数処理により合計金額が多少異なります。

介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

項 目	負担割合：1割	負担割合：2割	負担割合：3割
◇ 基本利用料金	308 円/20分	616 円/20分	924 円/20分
□ 予防訪問リハ診療未実施減算	▲52 円/回	▲104 円/回	▲155 円/回
※ 事業所の医師が診療を行っていない利用者に対してリハビリテーションを行った場合に減算			
□ 短期集中リハビリテーション実施加算	207 円/日	414 円/日	620 円/日
※ 退院(所)日又は認定日から1月以内の期間は1週につきおおむね2日以上、1日あたり40分以上、退院(所)日又は認定日から1月を超え3月以内の期間は1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上の集中的なリハビリテーションを実施した場合に算定			
□ 予防訪問リハ12月超減算	▲31 円/回	▲62 円/回	▲93 円/回
※ 利用開始した月から12月を超えてリハビリテーションを行った場合に減算			
□ 退院時共同指導加算	620 円/回	1240 円/回	1860 円/回
※ 病院に入院中の利用者が退院するにあたり、施設の理学療法士等が、病院の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定			
□ サービス提供体制強化加算Ⅰ	7 円/回	13 円/回	19 円/回
※ リハビリテーションにあたる理学療法士等が勤続年数7年以上を超えている者がおり、国が定める基準に適合しているため、介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合に算定			
□ 介護職員等処遇改善加算	1割負担	2割負担	3割負担
※ 国が定める基準（介護職員等の賃金改善を実施している施設）に該当していること 総単位数に1.5%を乗じてから算出した金額の負担割合分が加算			

※ 料金(介護保険自己負担分)は、地域加算10.33円を含んでいます。端数処理により合計金額が多少異なります。